3　認定地方公共団体は、前項の認定をしないときは、特定会社に対して、別記様式第十五によりその旨及びその理由を通知するものとする。

4　特定会社は、第二項の書面の交付を受けたときは、当該特定会社の株式を払込みにより取得した個人に対して、第一項の報告による当該書面の交付を受けた旨を証する書面を交付するものとする。

（特定会社に係る株式の払込みの確認等）

第二十六条　［①］　特定会社は、その発行する株式を取得する個人からの金銭による払込みを受ける前に、株式投資契約その他の資金の調達に関する契約の締結状況について、別記様式第十六の報告書に、当該契約の日において次の各号に掲げる要件に該当する旨の別記様式第十七による宣言書及び当該各号に掲げる要件に該当することを証する書類を添えて、認定地方公共団体に提出するものとする。

一　当該特定会社がその設立の日以後十年を経過していないこと。

二　常時雇用する従業員の数が、確認の日における常時雇用する従業員の数以上の数を維持していること。

三　常時雇用する従業員の数が、当該締結日の属する事業年度の直前の事業年度末における常時雇用する従業員の数に比べて二人（当該特定会社が商業又はサービス業（中小企業基本法第二条第五項の商業又はサービス業をいう。）に属する事業を主たる事業として営む者である場合にあっては一人）以上増加していること。ただし、確認の申請の日の属する事業年度に払込みを受ける場合は、この限りでない。

2　［特定会社により発行される株式を金銭による払込みにより取得を行おうとする個人が民法組合等（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約によって成立する組合又は投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下この項において同じ。）を通じて取得した場合にあっては、当該特定会社は、前項の書類のほか、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　当該民法組合等の組合契約書の写し

二　当該民法組合等が取得した当該株式（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五十八条第一項に規定する設立時募集株式又は同法第百九十九条第一項に規定する募集株式に限る。）の引受けの申込み又はその総数の引受けを行う契約を証する書面

三　別記様式第十八による当該民法組合等が民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約によって成立するものである旨を誓約する書面

3　［認定地方公共団体は、第一項の報告書に関し、確認に係る特定地域再生事業が適切に実施される見込みであると認めるときは、特定会社に対し、別記様式第十九による当該事業が適切に実施される見込みであると認定したことを証する書面を交付するものとする。

4　［認定地方公共団体は、前項の認定をしないときは、特定会社に対して、別記様式第二十によりその旨及びその理由を通知するものとする。

5　［特定会社は、第三項の書面の交付を受けたときは、株式投資契約を締結した個人に対し、当該書面の交付を受けた旨を証する書面（次項において「認定書交付証明書」という。）を交付するものとする。

（認定地方公共団体による株式の払込みの確認）

第二十六条　［項を削る。］

［項を削る。］

［項を削る。］

［項を削る。］

［項を削る。］